

東広島市介護職員初任者研修事業支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護人材の確保及び介護サービスの質の向上を図るため、市内で人材確保の取組みを行う法人又は団体が実施する介護職員初任者研修（以下「初任者研修」という。）に要する費用に対して補助金を交付することに関し、東広島市補助金等交付規則（平成24年東広島市規則第4号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 社会福祉施設等 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第1項に規定する居宅サービス、同条第14項に規定する地域密着型サービス、同条第24項に規定する居宅介護支援、同条の2第1項に規定する介護予防サービス、同条の2第12項に規定する地域密着型介護予防サービス、第48条第1項に規定する指定施設サービス等を提供する施設、第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業及びロに規定する第1号通所事業

イ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第6項に規定する療養介護又は同条第10項に規定する施設入所支援サービスを提供する施設、同条第18項に規定する共同生活援助を提供する事業所

ウ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第42条に規定する障害児入所施設

(2) 初任者研修 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第22条の23第1項に規定する研修

(3) 団体 代表者を定め、団体の組織運営に関する責任関係を文書によって定めており、法人に準じた会計処理を適切に実施している団体

(補助対象者)

第3条 本補助事業の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市内で人材確保を行い、かつ市内における複数の同一法人以外の社会福祉施設等によって構成される法人又は団体とする。

(補助対象事業)

第4条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が、初任者研修を市内で実施する事業とする。

2 前項の事業は、広島県介護員養成研修事業実施要綱（平成31年4月1日施行）に基づき、広島県から初任者研修事業者としての指定を受けている法人又は団体に限り、委託し

て実施することができる。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、初任者研修を開催するために必要な経費のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 報償費
- (2) 旅費
- (3) 器具使用料
- (4) 施設使用料
- (5) 印刷製本費
- (6) 通信運搬費
- (7) 消耗品費
- (8) 委託料
- (9) 広告費
- (10) 保険料
- (11) 人件費
- (12) その他市長が必要と定める経費

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、前条各号に定める補助対象経費の実支出金額（当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、1回の初任者研修につき、50万円を限度とし、予算の範囲内で交付するものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする対象者は、東広島市介護職員初任者研修事業支援補助金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、初任者研修開講日の2週間前までに申請しなければならない。

- (1) 事業計画書（別記様式第1-2号）
- (2) 収支予算書（別記様式第1-3号）
- (3) 受講者名簿（別記様式第1-4号）
- (4) 人件費内訳表（別記様式第1-5号）
- (5) 委託先の収支見積書（委託した場合のみ）
- (6) 前5号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条の規定により申請があった場合には、その内容を審査し、適当であると認められたときは、補助金の交付を決定し、東広島市介護職員初任者研修事業支援補助金交付決定通知書（別記様式第2号）により、当該申請した者に通知するものとする。

(交付の条件)

第9条 補助金規則第5条第3項に規定する市長が付する必要な条件は、次に掲げる事項とする。

- (1) 初任者研修の申込者が、5名以上であること。
- (2) 経費の削減及び事業運営の合理化を図るため、可能な限り複数の見積書を徴取し、比較検討を行うこと。

(変更等の承認)

第10条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、第7条の規定により申請した事項を変更しようとするとき（軽微な変更として市長が定めるものを除く。）又は当該交付決定に係る補助金を受けて実施する事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ市長の承認を得なければならない。

2 補助事業者は、前項の規定による前項の承認を受けようとするときは、東広島市介護職員初任者研修事業支援補助金変更（中止・廃止）申請書（別記様式第3号）に変更に係る事項を明らかにする書類その他市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請を承認したときは、東広島市介護職員初任者研修事業支援補助金変更（中止・廃止）承認通知書（別記様式第4号）により、その旨を当該補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助対象事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は当該補助金の交付の決定があった日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、東広島市介護職員初任者研修事業支援補助金実績報告書（別記様式第5号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績報告書（別記様式第5-2号）
- (2) 収支決算書（別記様式第5-3号）
- (3) 初任者研修修了者名簿（別記様式第5-4号）
- (4) 人件費内訳表（別記様式第5-5号）
- (5) 支払を証する書類その他これらに準ずる書類の写し
- (6) 委託先における収支決算書（委託した場合のみ）
- (7) 前6号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合において、当該報告に係る書類の内容を審査し、補助金を交付すべきと認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、東広島市介護職員初任者研修事業支援補助金額確定通知書（別記様式第6号）により補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第13条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、東広島市介護職員初任者研修事業支援補助金交付請求書（別記様式第7号）を市長に提出しなければならない。

（雑則）

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。